

事務連絡
令和4年8月17日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業」（令和4年度実施分）に係る個別協議の実施について

平素より、障害者保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（追加協議分）の実施について」（令和4年3月31日障発 0331 第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙に規定する「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（以下「実施要綱」という。）に基づき障害福祉サービス施設・事業所等へのサービスの継続に必要な経費の支援を実施するに当たり、別添1において「特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる」としています。

当該個別協議の実施について、具体的な進め方を別紙のとおりお示いたします。

なお、個別協議を行う場合であっても、各都道府県、指定都市又は中核市に内示している基準額、国庫補助予定額に変更はありませんので、その金額の範囲内で御対応いただくこととなります。この点を踏まえた上で、必要な対応をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉サービス係 沼、太田

TEL：03-5253-1111（内線：3091）

E-mail：fukusa@mhlw.go.jp

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業」（令和4年度実施分）の個別協議（作業要領）

1 個別協議の対象施設・事業所

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

実施要綱3の(1)のアの①から④に該当する施設・事業所であって、以下のアからウのいずれかに該当する施設・事業所

ア 集団感染が発生（同時期に同施設・事業所で複数の感染者や濃厚接触者が発生）した施設・事業所

イ アには該当しないが、感染者が複数回にわたり発生した施設・事業所

ウ その他の施設・事業所（ア、イ以外の特別な事情がある場合に限る。）

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

実施要綱3の(2)のアの①又は②に該当する施設・事業所であって、以下のア又はイ若しくはいずれにも該当する施設・事業所

ア 感染者等が発生した施設・事業所から利用者の受入れをした施設・事業所

イ 感染者等が発生した施設・事業所への職員の応援派遣をした施設・事業所

2 個別協議により認める施設・事業所への助成額の上限

原則として、実施要綱に定める基準単価に2を乗じた額を上限としますが、当該上限額では支障をきたす特別な事情がある場合は、当該上限額を超えて協議を行うことを妨げるものではありません。なお、個別協議は、複数回実施することも可能です。

3 協議額の考え方

協議額は、基準単価と施設・事業所への助成額（＝所要額）の差額（＝引上額）となります。また、複数回個別協議を行う施設・事業所の場合は、基準単価と既に承認している引上額を施設・事業所への助成額の総額から差し引いた額が協議額となります。

※ 例：基準単価 100 千円の施設・事業所に 150 千円を助成する場合、協議額は 50 千円。

基準単価 100 千円の施設・事業所に 200 千円を助成する場合であって、基準単価から 40 千円の引き上げについては既に承認を受けている場合、協議額は 60 千円。

4 提出資料

別添 1：「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度実施分）個別協議書」（Excel 形式）

※令和3年度に生じた費用分と令和4年度に生じた費用分で分けて提出してください。

※シート名を自治体番号に修正してください。

別添 2：「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度実施分）個別協議書（個票）」（Word 形式）

※令和3年度に生じた費用分と令和4年度に生じた費用分で分けて提出してください。

5 個別協議のスケジュール

- ・ 各月 15 日（15 日が土日祝日の場合は前開庁日）までに提出された個別協議について、翌月初旬を目途に審査結果を通知いたします。
- ・ 個別協議は随時受け付けますが、最終受付は令和 5 年 2 月 15 日といたします。なお、令和 5 年 2 月 15 日以降に個別協議が必要となった場合は御相談ください。
- ・ 個別協議の必要が生じた場合は、早めに協議を行うことが望ましいですが、審査のスケジュールを踏まえ、月に一度にまとめて御提出いただいで差し支えありません。
- ・ 個別協議を行わない場合に、御連絡をいただく必要はありません。

6 提出先メールアドレス

fukusa@mhlw.go.jp

7 留意事項

1 の（1）又は（2）に該当する施設・事業所へ基準単価を超えて助成する必要性が生じた場合に個別協議に必要な資料を提出するものとし、現に該当する施設・事業所がない「見込み」の段階では、資料の提出をお控えください。